

岐阜県公報

号 外 (一) 平 成 二 十 九 年 十 一 月 二 十 七 日

目 次

監査委員告示

定期監査の結果に関する報告の公表	(監 査 委 員)	一
定期監査の結果に基づいて講じた措置の公表	(同)	六
財政的援助団体等監査の結果に基づいて講じた措置の公表	(同)	一三

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第二十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定により平成二十九年十月に執行した定期監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成二十九年十一月二十七日

岐阜県監査委員	篠 田 徹
岐阜県監査委員	松 岡 正 人
岐阜県監査委員	山 本 泉
岐阜県監査委員	藤 良 寛
岐阜県監査委員	杉 山 祐 子

第 1 監査実施機関数

監査実施機関数	監査結果件数			
	指摘あり	指導あり	指摘事項	指導事項
知事直轄部	—	—	—	—
総務部	4	0	0	0
清流の国推進部	—	—	—	—
危機管理部	—	—	—	—
環境生活部	2	—	—	—
健康福祉部	3	2	3	2
商工労働部	2	1	0	0
農政部	7	4	11	2
林政部	—	—	—	—
県土整備部	3	1	3	2
都市建設部	1	1	0	1
県事務所	2	1	3	2
教育委員会	28	7	18	7
警察本部	8	2	5	3
その他	2	0	0	0
合計	62	20	48	29

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
 - ・指導事項 是正又は改善を求める事項
 - ・検討事項 所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管課に対し是正若しくは改善を求める事項
- 監査実施機関数の「指摘あり」及び「指導あり」は、それぞれで計上しているため、監査実施機関数とは一致しない。
「—」は、当月監査未実施を示す。

第 2 監査結果

監査の結果、31機関において、29件の指摘事項及び19件の指導事項が認められたので、監査対象機関に対し是正又は改善の措置を講じるよう求めた。

1 総務部 (4機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
職員研修所	平成29年10月30日	歴史資料館	平成29年10月30日
中濃県税事務所	平成29年10月19日	東濃県税事務所	平成29年10月31日

【監査の結果】

特に指摘及び指導する事項はなかった。

2 環境生活部 (2機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
県民生活相談センター	平成29年10月30日	図書館	平成29年10月24日

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
県民生活相談センター	指導事項	週休日の振替等の手続において、勤務日を振替により週休日とすることができる日は、週休日に勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務を命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間にもかかわらず、当該期間外の日には振替を行っていたので、今後は適正に処理されたい。
図書館	指摘事項	物品の管理事務において、DAT編集機器1件(取得価格1,399,230円)を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。

3 健康福祉部 (3機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
東濃保健所	平成29年10月31日	恵那保健所	平成29年10月31日
多治見看護専門学校	平成29年10月31日		

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
恵那保健所	指摘事項	時間外勤務手当の支給事務において、1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、2件4,532円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
多治見看護専門学校	指摘事項	時間外勤務手当の支給事務において、1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1件2,668円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	外付けハードディスクの管理事務において、「USBメモリー及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載して情報セキュリティ取扱管理者の許可を得ることなく、職員が外付けハードディスクを利用していたので、今後は適正に処理されたい。

4 商工労働部 (2機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
計量検定所	平成29年10月30日	情報科学芸術大学院大学	平成29年10月27日

【監査の結果】

次のとおり指摘する事項があった。

機関名	区分	内容
情報科学芸術大学院大学	指摘事項	公務中に車両を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料49,835円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
	指摘事項	公務のため運搬していた竹材の接触により、駐車中の車両を損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金として51,840円の費用負担が発生していたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図らねばならない。

5 農政部 (7機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
西濃農林事務所	平成29年10月27日	郡上農林事務所	平成29年10月17日
下呂農林事務所	平成29年10月20日	中央家畜保健衛生所	平成29年10月30日
中濃家畜保健衛生所	平成29年10月30日	東濃家畜保健衛生所	平成29年10月30日
飛騨家畜保健衛生所	平成29年10月30日		

【監査の結果】
次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機関名	区分	内容
西濃農林事務所	指導事項	時間外勤務手当等の支給事務において、休日勤務手当を支給すべきところ、時間外勤務手当を支給しているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。
	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料7,992円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
郡上農林事務所	指摘事項	時間外勤務手当の支給事務において、週休日の振替により正規の勤務時間として勤務した時間について、勤務時間数の計算を誤ったことにより、1件11,102円が過払となつていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指摘事項	SIDカードの管理事務において、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載して情報セキュリティ取扱管理者の許可を得ることなく、職員がSIDカードを庁外へ持ち出し亡失していたので、今後は適正に処理されたい。
下呂農林事務所	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として57,672円の費用負担が発生し、また、修繕料97,837円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
	指摘事項	時間外勤務手当等の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず

中濃家畜保健衛生所	指導事項	公務中の1件の交通事故について、公用車が廃車(取得価格1,260,000円)となつていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
飛騨家畜保健衛生所	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料89,262円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
	指摘事項	公務中に車両を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料76,258円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
東濃家畜保健衛生所	指導事項	時間外勤務手当等の支給事務において、勤務時間数の計算を誤ったことにより、時間外勤務手当2件1,173円及び休日勤務手当1件3,636円が過払となつていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指摘事項	外付けハードディスクの管理事務において、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載して情報セキュリティ取扱管理者の許可を得ることなく、治山施設点検業務を委託した事業者へ貸出しを行つていたので、今後は適正に処理されたい。
東濃家畜保健衛生所	指導事項	公務中の1件の交通事故について、支払科目を分けて支給する際の端数処理を誤ったことにより、1件1円が支払不足となつていた。
	指導事項	5 週休日の振替等により、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務したにもかかわらず、夜間勤務手当を支給していたにもかかわらず、1件2,220円が支払不足となつていた。
東濃家畜保健衛生所	指導事項	3 時間外勤務手当を支給すべきところ、休日勤務手当を支給しているものがあつた。
	指導事項	4 支給割合が同一の時間外勤務手当について、支払科目を分けて支給する際の端数処理を誤ったことにより、1件1円が支払不足となつていた。
東濃家畜保健衛生所	指導事項	5 週休日の振替等により、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務したにもかかわらず、夜間勤務手当を支給していたにもかかわらず、1件2,220円が支払不足となつていた。
	指導事項	3 時間外勤務手当を支給すべきところ、休日勤務手当を支給しているものがあつた。
東濃家畜保健衛生所	指導事項	4 支給割合が同一の時間外勤務手当について、支払科目を分けて支給する際の端数処理を誤ったことにより、1件1円が支払不足となつていた。
	指導事項	5 週休日の振替等により、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務したにもかかわらず、夜間勤務手当を支給していたにもかかわらず、1件2,220円が支払不足となつていた。

6 県土整備部 (3機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
可茂土木事務所	平成29年10月25日	下呂土木事務所	平成29年10月19日
東海環状自動車道事務所	平成29年10月30日		

【監査の結果】
次のとおり指摘又は指導する事項があつた。

機関名	区分	内容
可茂土木事務所	指導事項	道路管理上の1件の事故について、損害賠償金として88,873円の費用負担が発生していたので、道路パトロー

下呂土木事務所	指摘事項	ルの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努めらるべし。
	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料48,600円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らるべし。
	指摘事項	道路管理上の1件の事故について、損害賠償金として93,690円の費用負担が発生していたため、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努めらるべし。

7 都市建設部 (1機関)

実施機関名	実施年月日
中濃建築事務所	平成29年10月25日

【監査の結果】

次のとおり指摘する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
中濃建築事務所	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として97,200円の費用負担が発生していたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らるべし。

8 県事務所 (2機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
中濃県事務所	平成29年10月17日	可茂県事務所	平成29年10月25日

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
中濃県事務所	指摘事項	時間外勤務手当等の支給事務において、休日に割り振られた正規の勤務時間の勤務に対し、休日勤務手当を支給すべきところ、時間外勤務手当を支給していたことにより、時間外勤務手当1件2,122円が過払、休日勤務手当1件11,460円が支払不足となっていたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
可茂県事務所	指摘事項	公務中に車両を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料112,596円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図らるべし。
	指導事項	時間外勤務手当の支給事務において、次の不適正な事項が認められたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 時間外勤務手当の対象となる勤務時間の計算を誤ったことにより、1件2,984円が過払となっていた。 2 旅行中の移動時間を時間外勤務手当の対象となる時間に含めていたものがあった。

9 教育委員会 (28機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
岐阜総合学園高等学校	平成29年10月30日	岐阜城北高等学校	平成29年10月30日
各務原高等学校	平成29年10月24日	岐阜各務原高等学校	平成29年10月24日
大垣北高等学校	平成29年10月30日	大垣南高等学校	平成29年10月30日
大垣東高等学校	平成29年10月30日	大垣西高等学校	平成29年10月30日
大垣商業高等学校	平成29年10月27日	大垣桜高等学校	平成29年10月30日
郡上北高等学校	平成29年10月30日	関有知高等学校	平成29年10月30日
加茂高等学校	平成29年10月30日	東濃高等学校	平成29年10月30日
可児高等学校	平成29年10月30日	多治見高等学校	平成29年10月30日
土岐紅陵高等学校	平成29年10月30日	恵那高等学校	平成29年10月30日
恵那南高等学校	平成29年10月30日	益田清風高等学校	平成29年10月30日
吉城高等学校	平成29年10月30日	華陽フロンティア高等学校	平成29年10月30日
岐阜豊学校	平成29年10月30日	郡上特別支援学校	平成29年10月30日
関特別支援学校	平成29年10月30日	中濃特別支援学校	平成29年10月30日
可茂特別支援学校	平成29年10月30日	下呂特別支援学校	平成29年10月20日

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
各務原高等学校	指摘事項	物品の管理事務において、剣道防具や下足箱など備品81件を亡失していたため、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努めらるべし。
岐阜各務原高等学校	指導事項	施設定期点検等業務委託に係る検査事務において、検査調査を作成すべきところ、委託業務完了届の余白に検査済の旨及びその年月日を記載し、署名することによっていたものがあったため、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	附合契約によらない電気需給契約に係る支出事務において、履行を確認するための検査をしたことが確認できなかったため、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料75,600円が支払われていたため、職

下呂警察署	指導事項	公務中の4件の交通事故について、損害賠償金として2,360,959円の費用負担が発生し、修繕料195,210円(うち相手方負担分156,168円)が支払われていた。また、公用車が2台廃車(修繕料相当額206,300円)となっていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らるたい。
高山警察署	指導事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として25,760円の費用負担が発生し、また修繕料86,036円(うち相手方負担分68,828円)が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らるたい。

11 その他(2機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
選挙管理委員会中濃地方事務局	平成29年10月17日	選挙管理委員会可茂地方事務局	平成29年10月25日

【監査の結果】
特に指摘及び指導する事項はなかった。

岐阜県監査委員会告示第三十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事等関係機関から定期監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成二十九年十一月二十七日

岐阜県監査委員	篠	田	徹
岐阜県監査委員	松	岡	正
岐阜県監査委員	山	本	泉
岐阜県監査委員	藤	良	寛
岐阜県監査委員	杉	山	子

I 平成28年度及び平成29年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 平成28年度

(単位：件)

区分	監査結果	措置済	今回措置を講じたもの ※	未措置
A	86	85	0	A-B-C 1
指導事項	112	112	0	0
検討事項	9	7	0	2
計	207	204	0	3

2 平成29年度

(単位：件)

区分	監査結果 (平成29年10月末現在)	措置済	今回措置を講じたもの ※	未措置
A	74	8	23	A-B-C 43
指導事項	68	11	17	40
検討事項	4	0	1	3
計	146	19	41	86

※ 「今回措置を講じたもの」については、平成29年10月31日及び11月1日に知事等関係機関から通知があったもの

(注)

指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項：是正又は改善を求める事項

検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管課に

対し是正若しくは改善を求める事項

II 定期監査の結果に基づき講じた措置

1 平成29年度

(1) 監査結果(指摘事項)に基づき講じた措置

清流の国推進部

機関名	監査結果	講じた措置
市町村課	時間外勤務手当の支給事務において、1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1件8,259円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理され	過払となっていた時間外勤務手当1件8,259円については、平成29年9月13日に納入通知書を該当職員に交付し、同年9月14日に納入されたことを確認した。 今後は、課員に時間外勤務制度を周知徹底するとともに、時間外勤務手当の支給事

たい。

公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料71,280円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図らわたい。
また、当該事故について、直ちにその事実を報告書により、知事及び会計管理者に報告していただいたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

務において、複数の職員による時間外勤務命令簿の内容確認及び出勤簿等関連書類との照合を行い、適正な事務処理に努める。
昨年度、全国レクリエーション大会推進事務局において発生した当該事故の内容について、全職員に対して周知するとともに、固有物品の適正な使用及び管理について注意喚起した。
また、当該事故に関する事故報告については、平成29年7月27日付地字第65号にて、知事及び会計管理者に報告書を提出した。
今後は、改めて適正な事務処理等について全職員に周知徹底するとともに、固有物品の適正な使用及び管理に対する意識の向上を図り、当該における同僚事故の発生防止を図った。

危機管理課

機関名	監査結果	講じた措置
消防学校	旅費の支出事務において、宿泊料の積算を誤ったことにより、1件980円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	過払については納入手続を取り、平成29年6月20日計入済を確認した。 同様の旅行命令については年数回発生するが、岐阜県職員等旅費条例に基づき手続ではなく、宿泊先が定める単館に基づき手続で宿泊料を積算するため、誤りが生じることとなった。 これを防止するため、カレンダーと連動した食数表を作成し、計算結果と手計算の結果を照合することにより、支総額を確認することとした。 また、決裁時には、起案者以外の係員による確認を一層徹底するよう、案内で申し合わせた。
	時間外勤務手当の支給事務において、週休日に勤務命令により勤務した4時間を別の勤務日に割振り変更を行った場合、週休日だった日及び勤務日だった日ともに勤務日として時間外勤務手当の支給割合を適用すべきところ、当該勤務日だった日について	過払については納入手続を取り、平成29年6月30日計入済を確認した。 当該では週休日及び休日の勤務命令が多いことから、週休日の振替、休日の代休日指定等が多数発生している。 職員別の一覧表を作成して振替日等の取

<p>農政課</p> <p>機関名</p> <p>監査結果</p> <p>時間外勤務手当等の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1件2,223円が過払となっていた。 2 休憩時間を除いた時間について夜間勤務手当を支給すべきところ、これを含めて支給していたことにより、1件556円が過払となっていた。 <p>講じた措置</p> <p>過払となっていた2,791円については、平成29年9月5日に県歳入へ戻入済みである。今後は、時間外勤務手当の計算支援ツールの活用や複数人でのチェックを徹底し、再発防止に努める。</p>	<p>農林振興課</p> <p>時間外勤務手当等の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給したことにより、1件4,612円が過払となっていた。 2 週休日の振替等により、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務したにもかかわらず、夜間勤務手当を支給していたことにより、2件4,482円が支払不足となっていた。 <p>過払となっていた時間外勤務手当及び支払不足となっていた夜間勤務手当については、平成29年8月21日に処理した。今後は、このような支給誤りが発生しないよう、複数の職員によるチェックを徹底し、適正な事務処理に努める。また、同一週の所定労働時間の確認を厳格に行うため、時間外勤務手当支給の決裁時に、「週休日の振替等通知書」及び「出勤簿」を添付し、突合及び確認を行い、再発防止に努める。</p>
<p>農政課</p> <p>機関名</p> <p>監査結果</p> <p>時間外勤務手当等の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 時間外勤務手当を支給すべきところ、休日勤務手当が支給されているものがあった。 2 1週間の所定労働時間に休日勤務手当が支給される時間を加えた時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していた。 3 1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していた。 <p>講じた措置</p> <p>過払となった時間外勤務手当10,189円について、過年度収入処理を行い、平成29年9月11日に当該職員から県に戻入されたことを確認した。今後は複数の職員による算定額の確認を徹底するほか、特殊な事例については関係課に確認を行うこととし、再発防止に努める。</p>	<p>里川振興課</p> <p>時間外勤務手当等の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより1件4,415円が過払となっていた。 2 休日勤務手当を支給すべきところ、時間外勤務手当を支給していたことにより、休日勤務手当1件11,791円が支払不足、時間外勤務手当2件17,466円が過払となっていた。 <p>過払となっていた時間外勤務手当及び支払不足となっていた休日勤務手当については、平成29年9月21日までにそれぞれ、戻入又は追給により是正した。今回、不適正な事例が発生した原因として、事務処理を担当する職員の知識不足のみならず、決裁及び承認する職員の確認漏れがあったと考えられるため、平成29年9月22日に人事課主催で開催された時間外勤務手当等の支給事務に係る説明会の資料等を参考に、関係する職員へ制度内容を再度徹底するとともに、事務処理を担当する職員以外が事務処理内容を再確認するなどの方法により不適正な事例の発生を防止する。</p> <p>交通事故を起こした職員に対し、嚴重に注意するとともに、特に交差点では周囲の状況確認を確実に行うなど交通安全を心掛けるよう指導した。また、毎月開催する所内会議で、毎回、交通安全についての研修を実施するとともに、日頃からの声かけや職場研修等様々な機会を捉え、より一層交通安全及び交通事故防止に努めるよう周知徹底を図った。今後も継続的に注意を喚起し、職員の健康管理にも配慮しながら交通事故防止を徹底する。</p>
<p>農産園芸課</p> <p>機関名</p> <p>監査結果</p> <p>時間外勤務手当等の支給事務において、次の不適正な事項が認められたことにより4件10,189円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 時間外勤務手当を支給すべきところ、休日勤務手当が支給されているものがあった。 2 1週間の所定労働時間に休日勤務手当が支給される時間を加えた時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していた。 3 1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していた。 <p>講じた措置</p> <p>過払となった時間外勤務手当10,189円について、過年度収入処理を行い、平成29年9月11日に当該職員から県に戻入されたことを確認した。今後は複数の職員による算定額の確認を徹底するほか、特殊な事例については関係課に確認を行うこととし、再発防止に努める。</p>	<p>岐阜農林事務所</p> <p>公務中の3件の交通事故について、損害賠償金として3,086,342円の費用負担が発生し、また、修繕料74,722円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られた。</p> <p>交通安全についての研修を実施するとともに、日頃からの声かけや職場研修等様々な機会を捉え、より一層交通安全及び交通事故防止に努めるよう周知徹底を図った。今後も継続的に注意を喚起し、職員の健康管理にも配慮しながら交通事故防止を徹底する。</p>

<p>揖斐農林事務所</p> <p>時間外勤務手当等の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに対応するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 休日に勤務命令により勤務した時間について、勤務時間の前後り変更を行っていないにもかかわらず、これを行ったとして時間外勤務手当及び夜間手当を支給していたことにより、時間外勤務手当2件33,931円が支払不足、夜間勤務手当1件1,141円が過払となっていた。</p> <p>2 旅行中の移動時間に対する時間外勤務手当等を支給したことにより、2件6,032円が過払となっていた。</p> <p>3 時間外勤務手当を支給すべきところ、休日勤務手当が支給されているものがあった。</p> <p>支払不足となっていた33,931円と、過払分の1,141円を相殺して平成29年9月21日に32,790円を該当職員へ追給を行った。</p> <p>また、旅行中の移動時間に対して6,032円が過払となっていた件及び手当期間違いでの支給について、平成29年8月21日に適正な手当補助及び額にて処理を完了した。</p> <p>今後は勤務時間確認を厳格に行うため、時間外勤務手当支給の決裁時に、関係書類(週休日登録/変更書、週休日の振替等等の通知書及び出勤簿)を添付して、複数の目で発合及び確認を行うこととし、適正な手当の支給を努める。また、「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」の取扱いや制度内容を職場研修にて再度徹底を行った。</p>	<p>教育委員会</p> <p>特別支援教育課</p> <p>時間外勤務手当の支給事務において、1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1件4,588円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>過払となっていた時間外勤務手当4,588円については、平成29年9月4日に返納を受けた。</p> <p>今後は、出納員及び会計員等の複数人によるチェックを徹底し、支給額を誤ることのないよう適正な事務処理を努める。</p>
<p>中濃農林事務所</p> <p>公務中に車両を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料8,633円が支払われていた一方で、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図りたい。</p> <p>事故直後に、所属長から関係職員に対しより慎重な安全運転の助言を指導した。また、全職員に対しても、直ちに注意喚起を行ったほか、定期的に交通安全推進員から交通安全及び交通事故防止に関する周知徹底を行い、再発防止を図った。</p> <p>今後も継続的に注意を喚起し、職員の交通事故防止を徹底する。</p>	<p>警察本部</p> <p>機関名</p> <p>情報管理課</p> <p>不用物品の売却に係る契約事務において、売却業者から請求を提出させていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p> <p>公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として135,543円の費用負担が発生し、また、修繕料221,194円(うち相手方負担分199,074円)が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。</p> <p>事故発生後、当事者が所属する係の職員を緊急招集し、調査官より交通事故防止及びひき寄せ事故の乗無について指導するとともに、当事者から事故原因の検証と再発防止対策を発表させ、交通事故防止意識の高揚を図った。また、課例会において、県下の公用車事故状況に係る資料を配付し、管理官より交通事故総論について指示した。</p> <p>交通事故防止及びひき寄せ事故総論については、課例会、幹部会の都度、運転者及び乗客による安全確認の実施、駐在車時の除車誘導の徹底など具体的な継続的な指導を行い、課員への交通事故防止対策の徹底及び浸透を図っている。</p>
<p>県土整備部</p> <p>機関名</p> <p>古川土木事務所</p> <p>小型ロータリー除雪車の調達に係る契約事務において、予定価格が160万円を超えているにもかかわらず、競争入札を行うことなく電子調達による随意契約を行っていたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>道路管理上の3件の事故について、損害賠償金として301,7381円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。</p>	<p>講じた措置</p> <p>岐阜県会計規則第40条の2(随意契約によることができる少額のもの)及び岐阜県電子調達システム事務処理要領の内容について再確認し、会計職員への周知徹底を行った。</p> <p>今後は、競争入札案件については、事前決裁書に入札日程表を添付することにより契約方法の確認強化を図り、再発防止に努める。</p> <p>果道路パトロール実施要領に基づく道路パトロール実施の際には、道路管理者として注意を払って確認を行うことを徹底した。今後も細心の注意を払って道路パトロールをはじめ、浮石点検を定期的に実施する。</p>

	<p>わたい。</p> <p>よる事故防止検討会及び小隊単位のグループ検討会を開催し、事故防止の徹底を図った。</p> <p>また、緊急走行訓練、車両運転時の視野等を確認するための切り返し訓練等を定期的に実施し、事故防止に努めている。</p>
<p>刑事給務課</p> <p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として159,700円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>事故発生後、当事者となった職員に対しては、公用車運転時の交通事故防止について個別指導を実施したほか、朝会において本件事故の概要を全課員に説明し、具体的な事故原因を認識させることで、再発事故防止対策の徹底を図った。</p> <p>また、現在も例会や幹部会において、「副乗者の任務」、「予防運転」、「後退時の留意事項」等の具体的な事例を中心とした指導を行っているほか、監察課等から発行される各種資料を課員全員に閲覧させ、事故防止意識の向上を図っている。今後あらゆる機会を通じて指導を続け、交通事故防止対策を徹底する。</p>
<p>捜査第三課</p> <p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として106,877円の費用が発生し、また、公用車を毀損（修繕料相当額27,000円）していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>事故当事者から、交通事故の態様、現場の状況等を聴取して原因を明らかにし、車両運転時の安全確認、夜間の事故防止対策及び再発防止について指導するとともに、自動車教習場での教育を受講させ、安全確認の徹底及び運転技術の向上を図った。</p> <p>毎月実施する課例会においては、公用車は公費によって賄われた大切な物であるため、平素の点検及び整備は欠かせず行うことや、交通事故によって及ぼす公務への影響等についての手配を行っている。また、運転者のほか、副乗者の安全呼称、降車誘導など、交通事故防止に関する教養を継続的に実施している。</p>
<p>国際捜査課</p> <p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として38,880円の費用負担が発生し、また、修繕料94,400円（うち相手方負担分38,880円）が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>当該職員に対し、安全確認呼称を徹底し、警察官として模範となる運転に心掛けるよう指導した。また、果敢に対する損害の発生について説明し、修繕料として支払われるのは公金であることを認識させた。</p> <p>全職員に対しては、定例会議で交通事故</p>

<p>交通機動隊</p> <p>時間外勤務手当の支給事務において、1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1件1,952円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>事例を示して交通事故防止方策について指導した。</p> <p>今後も定例会議等機会あることに、継続的に指導教養するとともに、事故防止研究会及び事故防止訓練を実施して、職員の交通事故防止について一層の徹底を図る。</p>
<p>高速道路交通警察</p> <p>時間外勤務手当等の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 休日に勤務命令により勤務した時間について、勤務時間数の計算を誤ったことにより、休日勤務手当1件7,435円が過払となっていた。</p> <p>2 時間外勤務手当を支給すべきところ、休日勤務手当を支給していたことにより、時間外勤務手当1件3,717円が支払不足となっていた。</p>	<p>誤りのあった休日勤務手当及び時間外勤務手当について、平成29年9月5日に追給、戻入処理を完了した。</p> <p>今後は、確認方法として、人事給与システムから出力される「時間外勤務手当一覧表(時間外情報入力内容確認リスト)」を活用し、時間外勤務手当が適正な計算により支給されるよう、担当者ほもとより複数人による確認を徹底し、再発防止に努める。</p>
<p>警備第二課</p> <p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として746,787円の費用負担が発生し、また、公用車が壊車（評価額300,000円）となっていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>事故当事者には、公用車運転時における交通事故防止について個別指導を実施したほか、課員に対しては、事故発生状況について説明するとともに、公用車運転時は運転に集中し、安全確認呼称を行う等の交通事故再発防止を周知徹底した。</p> <p>今後も朝会等において継続的に指導教養し、交通事故防止の徹底を図る。</p>

(2) 監 査 結 果 (指 導 事 項) に 基 づ き 講 じ た 措 置

総務部

機関名	監査結果	講じた措置
人事課	夜間勤務手当の支給事務において、週休日の振替により、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務したにもかかわらず、夜間勤務手当を支給していきなかったことにより、1件560円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	1件560円の支払不足については、平成29年9月21日に該当職員へ追給を行った。今後は複数人によるチェックを徹底し、再発防止に努める。
職員厚生課	時間外勤務手当の支給事務において、週休日に勤務命令により勤務した時間について、勤務時間の割振り変更を行っていないにもかかわらず、これを行ったとして時間外勤務手当1件22,880円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	支払不足となっていた時間外勤務手当の支給手続を平成29年8月17日に行い、平成29年9月21日に支給を行った。 本件の発生原因は勤務時間の割振りを行っていないにもかかわらず、「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」に勤務時間の割振りを行う旨の記載があり、「週休日の振替等等の通知書」等の勤務時間の割振り変更に関する書類との整合を行うことなく、勤務時間割振り変更を行ったものとして時間外勤務手当計算を行ったためである。 そのため、勤務時間の割振りの変更について「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」の余白部分にその旨を正確に記載する旨を各職員へ再度周知を行った。 また、毎月の時間外勤務手当計算時において「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」と「週休日の振替等等の通知書」等の勤務時間の割振り変更に関する書類との整合を徹底させ、再発防止に努める。
清流の国推進部		
機関名	監査結果	講じた措置
競技スポーツ課	夜間勤務手当の支給事務において、週休日の振替により、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務したにもかかわらず、夜間勤務手当を支給していきなかったことにより、1件376円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	支払不足となっていた1件376円については、平成29年8月21日に当該職員へ追給を行った。 今後は、夜間勤務手当の支給対象について、週休日の振替等等の通知書作成時及び時間外勤務手当計算時の確認を徹底するとともに、決裁時にも複数の目でチェックを徹底することにより再発防止に努める。

環境生活部

機関名	監査結果	講じた措置
岐阜地域環境課	週休日の振替等の手続において、4時間の勤務時間の割振り変更により勤務時間を割り振ることをやめた時間を、再度割り振ることはできないにもかかわらず、これを行っていたので、今後は適正に処理されたい。	週休日の振替後、再度の振替をすることが制度上できないことを所属職員へ周知徹底した。 今後は、振替についてマニュアルを明確化し、時間外勤務命令簿に記入することにより注意を促し、再発防止に努めることとする。

健康福祉部

機関名	監査結果	講じた措置
西濃保健所	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故(修繕料相当額3,440円)が発生していたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	当該職員に対し、備品の取扱いについて一層の注意を払うよう指導を行った。また、全ての職員に対し、当該毀損事故の発生状況を周知するとともに、パソコンをはじめ備品等の取扱いについても慎重に取り扱うよう周知徹底を図った。
希望が丘こども医療福祉センター	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料132,300円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	職員総会等で職員に対し、パソコンを含めた備品の適正な使用及び管理について周知徹底を行った。 また、今後も会議等により備品の適正な使用及び管理の徹底について周知を図る。

農政部

機関名	監査結果	講じた措置
農政課	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料71,280円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	当該職員に対し、電子機器等の取扱いを慎重に行うよう指導した。また、所属職員に対し、ノート型パソコンをはじめとした具有物品の適正な使用及び管理等を改めて周知徹底した。
農業経営課	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料99,360円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	備品を損傷させた職員に対し、具有物品の取扱いについて、使用上の注意事項に留意し、細心の注意を払って使用するよう指導した。 また、所属職員に対しノート型パソコンをはじめとした具有物品の慎重な取り扱いについて周知徹底した。
	夜間勤務手当の支給事務において、週休日の振替等により、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務したにもかかわらず、夜間勤務手当の支給	支払不足となっていた1件711円については、平成29年8月21日に支給済である。 今後は、夜間勤務手当支給の要否確認を厳格に行うため、時間外勤務手当の計算時

畜産課	給をしていなかったことにより、1件1,711円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	に確認項目リストによる確認を行うとともに、決裁時にも複数の目で突合及び確認を行うこととし、再発防止に努める。
農村振興課	鳥獣害対策サミット開催事業委託業務の契約事務において、業務が完了した旨の通知を受けた日から10日以内の日に行わなければならない完了検査が、15日後に行われていたため、今後は適正に処理されたい。	委託業務が完了した旨の通知を受けた時は、定められた期間内に検査を行い、適正な履行確認の実施に努めるよう課内に岐阜県会計規則等の遵守徹底を図った。 また、委託業務の進捗状況を管理表で把握することにより、出納員や事業担当者以外の管理調整係員による執行状況のチェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。

都市建設部		
機関名	監査結果	講じた措置
下水道課	時間外勤務手当の支給事務において、週休日の振替を指定された日に勤務したにもかかわらず、時間外勤務手当を支給していなかったことにより、1件10,954円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	支給されていたなかった時間外勤務手当については、平成29年10月支給の給与に反映するよう手続を行ったほか、再発防止のため、振替制度の趣旨について職員へ周知徹底した。 今後は各係及び給与担当者の双方で振替日の管理を行うとともに、職員研修等の場を活用して引き続き職員への周知を図っていく。
都市公園課	時間外勤務手当の支給事務において、週休日に勤務命令により勤務した時間について、支給割合を誤ったことにより、1件7,777円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理され	1件7,777円の支払不足については、平成29年9月21日に該当職員へ追給を行った。今後は、時間外勤務手当の支給事務に係るチェックリストを作成し、再発防止に努める。

教育委員会	職員に係る平成29年度給与支払報告書を個人住民税に係る給与支払報告書を提出すべきところ、これを行っていないものがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	職員に係る平成29年度給与支払報告書を平成29年7月11日に所管する市へ提出した。今後は、給与事務の手続きに遺漏のないよう、チェックを徹底し、再発防止に努める。
-------	--	--

教育委員会		
機関名	監査結果	講じた措置
岐阜商業高等学校	毒物及び劇物の管理事務において、毒劇物管理簿が作成されていないなど「岐阜商業高等学校毒物および劇物管理規程」に基づき管理が行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	平成29年7月31日に平成28年度及び平成29年度の毒劇物管理簿を作成するとともに、9月1日に学校長へ管理報告を行った。 今後は、「岐阜商業高等学校毒物および劇物管理規程」に基づき、毒劇物の保存数量の増減を逐次記録するとともに、定期的に毒劇物管理簿と照合し、管理報告を行うことにより、適正な管理に努める。

警察本部		
機関名	監査結果	講じた措置
生活課	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料18,360円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図らるたい。	当該職員に対しては、次席がパソコン毀損事故の原因及び状況を聴取り、適正使用について個別指導を実施した。 全職員に対しては、毀損事故発生状況を周知するとともに、ノートパソコンの取扱について注意事項を具体的に指示した。 今後も物品の適正な使用及び管理等について指導教養を随時実施し、事故防止の徹底に努める。
捜査第二課	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として90,982円の費用負担が発生し、また、修繕料195,663円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らるたい。	事故当事者の職員に対しては、交通事故防止について指導した。 課員に対しては、朝会及び課例会において、公用車事故防止について指示及び指導を実施した。特に100キロ事故の発生等を教示するとともに、実技の走行訓練（安全運転のための正しい姿勢、車両の死角の確認、車両の内輪差及び外輪差の確認）を実施した。 引き続き、課例会等あらゆる機会を通じて、車両使用時の安全確認及び防衛運転の励行並びに安全運転守則等について指導を

徹底し、指示事項を順守して交通事故防止に努める。

(3) 監査結果 (検討事項) に基づき講じた措置
総務部

機関名	監査結果	講じた措置
人事課	<p>時間外勤務手当等の支給事務において、支給対象時間、支給割合又は週休日の振替等の誤りなど、定期監査で指摘事項及び指導事項の対象とした事実が多く(所属で見受けられた)。</p> <p>時間外勤務手当等の支給については、「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」等に基づいた適正処理を各所属に周知徹底するとともに、各所属において確実に実施されるよう対策を講じられた。</p>	<p>時間外勤務手当等の適正処理については、平成29年8月9日付で特に計算誤りの多い週休日の振替等を行った際の時間外勤務手当等の取扱いについて、具体的な事例を示しながら各所属へ留意事項を通知し、計算誤りが発生しないよう注意喚起した。</p> <p>また、併せて、該当週の時間外勤務命令時間等を入力すれば、支給すべき手当や支給割合等を自動判定する支援ツールを送付し、計算結果に誤りがないか所属で確認できる仕組みを設けた。</p> <p>なお、これらについては、電子掲示板にも掲示し、全庁的な情報共有を図った。</p> <p>さらに、平成29年9月15日、22日及び29日に計算事務に関する実務的な説明会を開催し、担当者等の理解を促進し、手当支給が適正に行われるよう計算ルールや注意点を再度周知した。</p> <p>今後は、年内を目前に、毎月の時間外勤務命令時間を入力すれば自動計算できる計算支援ソフトを全所属に配付し、計算事務が効率的かつ確実に行われるよう、支給事務の適正処理に万全を期していく予定である。</p>

岐阜県監査委員会告示第三十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事から財政的援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成二十九年十一月二十七日

岐阜県監査委員 篠 田 徹
 岐阜県監査委員 松 岡 正 人
 岐阜県監査委員 山 本 泉
 岐阜県監査委員 藤 良 寛
 岐阜県監査委員 杉 山 祐 子

1 平成28年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位:件)

区分	監査結果		措置済		今回措置を講じたもの*		未措置	
	A	B	C	D	E	F	G	H
指導事項	出資・出捐団体	1	1	0	0	0	0	0
	補助金等交付団体	0	-	-	-	-	-	-
	指定管理者	0	-	-	-	-	-	-
計	1	1	0	0	0	0	0	
指導事項	出資・出捐団体	11	11	0	0	0	0	
	補助金等交付団体	1	0	1	1	0	0	
	指定管理者	3	2	0	0	1	1	
計	15	13	1	1	1	1		
検討事項	出資・出捐団体	0	-	-	-	-	-	
	補助金等交付団体	0	-	-	-	-	-	
	指定管理者	0	-	-	-	-	-	
計	0	-	-	-	-	-		
指導事項	出資・出捐団体	0	-	-	-	-	-	
	補助金等交付団体	0	-	-	-	-	-	
	指定管理者	0	-	-	-	-	-	
計	0	-	-	-	-	-		
指導事項	出資・出捐団体	0	-	-	-	-	-	
	補助金等交付団体	0	-	-	-	-	-	
	指定管理者	0	-	-	-	-	-	
計	0	-	-	-	-	-		
指導事項	出資・出捐団体	0	-	-	-	-	-	
	補助金等交付団体	0	-	-	-	-	-	
	指定管理者	0	-	-	-	-	-	
計	0	-	-	-	-	-		
合計	20	16	2	2	2	2		

※平成29年10月31日に知事から通知があったもの
(注) 監査結果の区分については次のとおり。

- ・指導事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項：是正又は改善を求める事項
- ・検討事項：所掌する事務の適正化のため検討を求める事項

2 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(1) 団体監査結果(指導事項)に基づき講じた措置

所管機関名	団体名 (補助金等の名称)	監査結果	講じた措置
医療福祉連 携推進課	公益社団法人岐阜県歯科医師会 (岐阜県障がい児(者)歯科設備整備事業費補助金及び岐阜県障がい児(者)歯科施設整備事業費補助金)	岐阜県障がい児(者)歯科設備整備事業費補助金及び岐阜県障がい児(者)歯科施設整備事業費補助金において、実績報告書の完了の日から起算して30日を経過した日までに提出されていなかったため、今後は適正に処理されたい。	当該法人において、以下のとおり対応された。 補助金等を活用して事業を実施する場合は、関係する補助金交付規則、要綱、留意点等を熟読し理解した上で業務遂行する体制を整備した。補助事業の終期を含め、補助事業の工程管理について県担当者と共に連携することとした。 なお、平成28年度と同補助金については補助金交付要綱に規定する期限内に実績報告書を県に提出した。

(2) 所管機関監査結果(指導事項)に基づき講じた措置

所管機関名	団体名 (補助金等の名称)	監査結果	講じた措置
医療福祉連 携推進課	公益社団法人岐阜県歯科医師会 (岐阜県障がい児(者)歯科設備整備事業費補助金及び岐阜県障がい児(者)歯科施設整備事業費補助金)	公益社団法人岐阜県歯科医師会に対する岐阜県障がい児(者)歯科設備整備事業費補助金及び岐阜県障がい児(者)歯科施設整備事業費補助金において、実績報告書の完了の日から起算して30日を経過した日までに提出及び受理がされたいなかつたので、今後は適正に処理されたい。	補助事業を担当する関係職員に補助金交付要綱に規定する実績報告書の提出期限を順守することを周知徹底した。今後は補助事業の期間を事前に確認し、適正に補助事業の進捗管理を行い、実績報告書提出の遅延防止等適正な処理に努めることとする。

平成二十九年十一月二十七日発行

発行所 岐阜市数田路二二四一番一号

編集 岐阜市三輪ぶりとびあ十三 岐阜文芸社